

NPDI第8回外相会合 NPT運用検討会議第3回準備委員会に提出の作業文書 「脱退」(概要)

背景となる考え方

- NPT第10条は、条約の対象事項に関する異常事態が自国の至高の利益を危うくすると認める場合に脱退する権利を有する旨規定。
- 脱退規定は、NPTが国際の平和と安全の維持及び締約国の安全保障を目的としていることと切り離して考えるべきではない。
- 締約国の脱退を防止するとともに、締約国としてとどまることを慫慂する包括的なアプローチをとることが重要。
- 脱退はウィーン条約法条約に沿った権利であるが、残された締約国の安全に深刻な影響を与える可能性あり。
- NPTからの脱退は国際安全保障に関連する異常な事態を構成。国連安保理の役割が重要。安保理は、脱退が国際の平和と安全に対する脅威を構成するか認定する。

取るべきアクション

- 脱退の権利行使は以下の原則に基づくべき
 - 脱退は異常な事態に直面した場合に限る。脱退通知においては、脱退国の至高の利益を危うくするという異常な事態の内容についても記述。
 - 脱退国は、脱退前の違反について引き続き責任を負う。
 - 寄託国及び他の締約国は脱退を宣言した国に脱退を再考するよう、協議等外交的な努力を行う。地域レベルのイニシアティブを促し、支援する。
 - 脱退前にNPT第4条に基づき取得した核物質、機材及び技術は、引き続きIAEA保障措置の下に置く。